

令和 7 年 6 月 3 日 議決・専決

令和 7 年 6 月 4 日施行

令和 7 年 6 月 4 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町条例第 2 0 号

佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 4 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第 2 0 号

佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

佐用町議会議員及び佐用町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年佐用町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第 8 条中「 7 円51銭」を「 8 円38銭」に改める。

第11条中「525円 6 銭」を「586円88銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。